# 屋外広告物安全点検結果報告書における点検内容について

令和4年10月1日より、屋外広告物安全点検結果報告書(様式第3号)と点検状況を示す写真の提出が必要となります。点検の実施にあたっては、以下を参考としてください。

#### 1. 安全点検結果の報告内容について

高さが4mを超える又は表示面積が7m<sup>2</sup>を超える屋外広告物については、以下の手順で 点検及び点検結果の報告を行ってください。併せて別紙「安全点検実施フロー」も参考と してください。

写真の提出については「点検及び改善状況 写真添付・所見記載用紙」を活用してください。

- ①報告書の「点検箇所」の該当部を有資格者(注)により点検し、各部の全景写真を提出
- ②点検により「異常有」または「経過観察」に該当する異常等が見られた場合は、報告書 の備考欄に異常の内容を記載し、その箇所の写真を提出
- ③「異常有」の場合は、その改善時期(即時または実施予定時期)および改善処置の内容 も報告書の備考欄に記載
- ④即時改善が必要となる場合は、その改善後の写真も提出

#### (注) 有資格者になれる者

- 屋外広告士
- ・屋外広告物点検技能講習修了者(屋外広告業の事業者団体(一般財団法人日本屋外広告 業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会)が実施するもの)(令和4年10月1日より 追加)
- ・都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ・広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者
- 建築士
- ・第1種又は第2種電気工事士、特種電気工事士又は認定電気工事従事者
- ・第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状所持者
- ・帆布製品製造に関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

#### 2. 点検方法・点検結果の評価方法について

「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)、 「屋外広告物点検基準(案)」(一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか)等を参考 に、屋外広告物の安全性が確保されるよう、適切な点検および点検結果の評価を行ってく ださい。

# (参考)

#### ○屋外広告物の種類に応じた主なチェックポイント

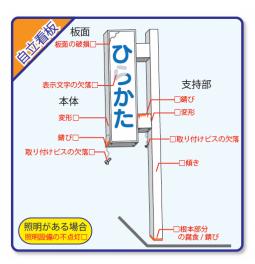
#### 【屋上広告物】



【壁面広告物】



【地上広告物】



【突出広告物】



## ○屋外広告物安全点検結果報告書の点検項目に応じ「異常有」の事例

## 【基礎部・上部構造】







支柱と根巻きとの隙間

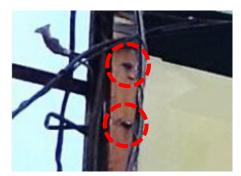


鉄骨のさび

### 【支持部】



鉄骨接合部の腐食、変形、隙間

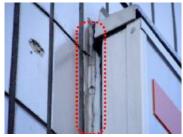


鉄骨接合部(ボルト)のゆるみ

#### 【取付部】



取付部プレートの腐食・変形



溶接部の劣化



取付対象部・取付部周辺の異常

## 【広告板】







側板の腐食



水抜き孔の詰まり

## 【照明装置】



照明装置の不点灯



照明装置の不発光



照明装置の取付部の破損



周辺機器の劣化

# 【その他】



付属部材(振れ止め棒)の破損

(「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」 (国土交通省都市局公園緑地・景観課)より抜粋)